

「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

夫との離婚で、慰謝料などの支払いに不信感があります…

30代の女性。10年前に10歳年上の夫と結婚し、8歳の子供がいます。夫は会社を経営し、収入も非常に高額です。その分見栄っ張りと言うか派手好きと言うか、車でも何でも欲しいものがあれば手当たり次第に買ってしまい、預貯金はいつもありません。そんな性格が嫌になり始めていたところに、夫は好きな女性が出来て、私と別れたいと言いはじめました。

は3000万円支払う、もっとも今は手元がないので10年分割で、月25万円ではどうか。養育費は別に月20万円。また、今住んでいる夫名義のマンションについては子供が大きくなるまで住んでもらって構わない、このあとのローンの支払い（月30万円位だと思えます）は自分のほうで責任を持って払い続けるか

らと言います。ずいぶんと好条件だと思えますが、ただなにぶんすべて将来のことなので、履行をしてくれるかどうか心配です。と言うと、公正役場に行って公正証書を作れば大丈夫だと言いますが、彼にはこれまでだいたい不信感もあり、本当かどうかお聞きしたいと思って伺いました。

本当かと聞かれれば、一面では本当です。

契約の相手方が履行しない場合、普通は訴訟などによって相手の給付義務を確定しないと強制執行はできないのですが、公正証書を作っておけば、そうした手続きが不要なのです。公証人は準裁判官と見られているのでしよう。簡単なのでなんでもすぐに公証役場に行つて公正証書を作ろうとする人もいます。

ただ、一定額の金銭支払いなど額が確定しているものに限られるので、いつからいつまで月いくらを支払うする旨金銭額を確定しておく必要があります。加えて、その履行を怠った場合には債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述の記載を設けておかねばなりません（いわゆる強制執行認諾文言）。

月45万円分はいいとして、マンションのローン支払が滞った場合は、債権者はローン会社なので、それこそ強制執行の対象になり、当然立退きを求められることとなります。ではないにしても、もともとご主人の所有

物なので、いくら公正証書でいつまでは使用できると定めていても、賃料を支払っていないので、いざ自分たち新しい家族がどうしてもそこに住む必要があるからと立退きを求められたら、立場は弱いと言わなくてはなりません。

何よりも大事なことは、履行は早晩滞ることを覚悟しておくべきだということです。ご主人の性格や生活態度に加え、額がいかにせんあまりに高額です。いくら子供がいるとはいえ、しよせんは別れた女に、ずっと払い続けるほうがよほど稀だと言えるでしょう。もちろん不履行

があれば強制執行はできますが、対象はご主人名義の預貯金、株不動産などに限られます（会社名義は別）。果たして実効性があるかどうか。執行される者が見える形で財産を残しておかないものです。

それよりは、今きっちり財産分与と慰謝料の話し合いを調停でして、もらえるものは今もらい、もちろん養育費は子供さんが大学を卒業するまでは支払つてもらう取り決めをしたうえで、ご自身の生活設計を新たに立てるほうがよほど賢明かなと思いますけれど。

今きっちりと財産分与と慰謝料の話し合いをして、生活設計を新たに立てるほうが賢明かと思います。

